

高知県がん対策推進条例 改正の概要

高知県がん対策推進条例が制定された背景

- ・高知県のがん医療の現状等（実態とがん患者会から寄せられた現状等）
 - ・死因のトップであるがんへの対策を求める県民の強い声
 - ・がん医療の地域間格差に伴う患者やその家族負担等
- ・国のがん対策の動き
 - ・国のがん基本法の成立（公布：平成 18 年 6 月、施行：平成 19 年 4 月）
 - ・がん対策基本法に基づくがん対策基本計画策定（平成 19 年 6 月）

高知県のがん対策

- ・高知県がん対策推進条例（公布：平成 19 年 3 月、施行平成 19 年 4 月）
- ・高知県がん対策推進条例に基づくがん対策推進計画の策定（平成 20 年 3 月）など

改正の背景

- ・国の基本計画の改定（平成 24 年 6 月）による新たな課題への対応
 - ・小児がん対策
 - ・子どもに対するがん教育の在り方
 - ・就労支援 など
- ・県における新たな課題への対応とがん対策に係る体制の整備・充実による総合的な施策の推進の必要性

改正の概要（改正条例が目指すもの）

【新】責務・役割の明確化と相互連携

県の責務（第 2 条）

- ・高知県がん対策推進計画に基づき、本県の特性に応じた施策の実行

市町村の役割（第 3 条）

- ・地域の特性に応じた対策の推進

医療機関等の責務（第 5 条）

- ・行政機関への協力
- ・適切ながん医療とその情報の提供

県民の責務（第 4 条）

- ・生活習慣や生活環境の改善等によるがんの予防と早期発見
- ・予防に向けた積極的ながん検診の受診

事業者の責務（第 6 条）

- ・従業員のがん予防と早期発見の積極的な推進
- ・従業員等が治療・療養・看護できるよう環境整備

新たな課題への対応と施策・支援体制の充実

【新】小児がん対策の推進（第 11 条、第 12 条第 2 項）

- ・小児がん患者及びその家族等への支援体制の整備（第 13 条第 2 項）ほか

【新】セカンドオピニオンを含めた相談体制の充実（第 13 条第 3 項）

- ・患者等が自ら治療法を選択できる体制の整備

【新】がんに罹患しても安心して働き、暮らせるための支援体制の整備（第 13 条第 4 項）

- ・県による就労実態の把握と職場でのがんに関する正しい知識の普及支援体制の整備

【新】高知県がんと向き合う月間（第 15 条）

- ・10 月を「がんと向き合う月間」として、普及啓発事業を実施

【新】児童・生徒へのがん教育の推進（第 16 条）

- ・子どもへのがんに関する正しい知識を深めて、がん予防・早期発見につなげる